

## 【林野庁木材産業課】 国家公務員の倫理保持へのご協力 について

木材産業関係団体の皆様

平素より森林・林業・木材産業行政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国家公務員におきましては、本年12月の1ヶ月間を「国家公務員倫理月間」とし、この期間内において、職員への倫理意識の効果的な浸透を図ることを目的に各種啓発活動を実施することとしております。

この度、職務の相手方となる事業者等の皆様に公務員倫理について御理解いただくことは、職員の倫理違反防止の観点からも重要であるとのことから、当省の取組も含めて公務員倫理についてお知らせさせていただくことになりました。

つきましては、別添「お知らせ」を送付させていただきますので、国家公務員の倫理保持へのご協力をお願いいたします。

## 【お知らせ】

令和3年12月

事業者等の皆様へ

### 事業者等の皆様との飲食について

農林水産省では、事業者等の皆様との飲食において省独自のルールを定め、その徹底を図ることにより、国家公務員の職務における倫理の保持と、関係団体との良好な関係の維持に努めることとしています。

農林水産省職員は、事業者等の皆様と飲食を共にする場合、次のとおり対応することとしておりますので、皆様の御理解と御協力を賜りたく、よろしく願いいたします。

- 1 農林水産省の職員は、飲食代の支払い処理を率先して行います。
- 2 農林水産省の職員は、利害関係者の皆様と飲食を共にする場合には、自己の飲食に要した費用を自己負担したことが証明できる書類の写しを添付して倫理管理官補佐に届出を行うとともに、当該書類を保管します。
- 3 農林水産省の職員は、利害関係者以外の皆様と飲食を共にする場合であっても、節度を持って行うこととし、自己の飲食に要した費用は自己負担することを心がけます。

### 【自己の飲食に要した費用を自己負担したことが証明できる書類の例】

(例1)

- ・ 飲食店が発行する総額の領収書又はクレジットカードの支払証明書
- ・ 総額の支払いを行った者が発行する自己負担分に係る領収書
- ・ 参加者の人数及び氏名等を記録したメモ

(例2)

- ・ 飲食店が個人宛の領収書を発行する場合は、利害関係者を含む全員分の領収書の写し
- ・ 参加者の人数及び氏名等を記録したメモ

(例3)

- ・ 会議後の懇親会等で、個人宛の領収書が発行されない場合に、主催者が作成した、経費の総額、出席人員、各職員の自己負担額を記載した経費計算書

以上

# 飲食に関する届出制度の概要

○ 政策形成上重要な役割を果たしている本庁幹部職員(林野庁本庁室長以上の職員)を対象に飲食に関する独自ルールを新たに設ける。

○ 国家公務員倫理規程(以下「倫理規程」という)及び独自ルールに基づく飲食の届出を徹底するとともに、届出があったものについて、倫理監督官が中心となって国民の疑惑を招くような会食がなかったか定期的にチェックする。

## 利害関係者との会食

## 利害関係者及び政治家との会食

### 【全職員】

(継続)倫理規程第8条の届出

以下の書類を提出

- ・ 飲食届(原則事前)
- ・ 証明書類(事後) ※

### 【本庁幹部職員】 (新設)独自ルールの届出

以下の書類を提出(事後)

- ・ 飲食届
- ・ 証明書類 ※

### 【全職員】 (継続)独自ルールの届出

以下の書類を提出(事後)

- ・ 飲食届
- ・ 証明書類 ※

※ 自己の飲食に要した費用の負担が、利害関係者による負担でないことを証明する書類をいう。(事後)

### 【本庁幹部職員】 (新設)独自ルール

飲食届、自己負担を証明する書類に加え、**会食の場合におけるやりとりの概要**を記した書類を提出(事後)

(新設)同席した政治家が政務三役の場合

一  
万円を超える会食  
自己負担額が

一  
万円以下の会食  
自己負担額が

# 国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ ～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により**利害関係のある事業者の皆様**から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

## × 金銭や物品の贈与

× たとえ祝儀や香典という名目であっても違反

○ 国家公務員本人との関係でない場合（例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど）はOK

## × 酒食等のもてなし(接待)

○ 公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合は OK

○ 多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合は OK

○ 割り勘で飲食を共にする場合は OK

※国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

## × 車での送迎など、無償でのサービスの提供

○ 職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車（社用車など）により送迎する場合は OK

## × 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

× 公務員が自身の費用を負担した場合も違反

## × 金銭の貸付け

○ 金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合は OK

## × 未公開株式の譲渡

× 有償であっても無償であっても違反

## × 無償での物品や不動産の貸付け

○ 訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合は OK

あなたにとって**利害関係者**に該当するかは裏面をご覧ください！



# あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ✓ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ✓ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ✓ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ✓ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ✓ 契約事務の担当職員

(注)利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索



公務員倫理ホットライン

(匿名での相談・通報も受け付けています)

メール rinrimail@jinji.go.jp

※ 郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。

WEB

公務員倫理ホットライン

検索



※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。